

令和7年12月4日招集

令和7年 第6回(12月)

佐渡市議会定例會議案

佐 渡 市

目次

議案第128号	佐渡市行政組織条例等の一部を改正する条例の制定について	1
議案第129号	佐渡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	35
議案第130号	佐渡市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	38
議案第131号	佐渡市立幼稚園条例を廃止する条例の制定について	45
議案第132号	佐渡市学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について	47
議案第133号	佐渡市議会議員及び佐渡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	49
議案第134号	佐渡市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	53
議案第135号	佐渡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について	66
議案第136号	佐渡市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	71
議案第137号	佐渡市へき地保育園条例の一部を改正する条例の制定について	73
議案第138号	佐渡市小木子育て支援センター条例を廃止する条例の制定について	75
議案第139号	佐渡市水道事業給水条例等の一部を改正する条例の制定について	77

議案第140号	佐渡市海洋深層水分水施設の設置及び管理に関する条例及び佐渡海洋深層水ブランドの使用に関する条例を廃止する条例の制定について	82
議案第141号	佐渡市市政事務嘱託員等設置条例の一部を改正する条例の制定について	84
議案第142号	佐渡市災害関連地域防災がけ崩れ対策事業分担金徴収条例の制定について	87
議案第143号	公の施設に係る指定管理者の指定について (佐渡市ケーブルテレビ放送施設)	89
議案第144号	公の施設に係る指定管理者の指定について (畠野温泉松泉閣)	90
議案第145号	公の施設に係る指定管理者の指定について (ドンデン山荘)	91
議案第146号	公の施設に係る指定管理者の指定について (赤泊農林漁業体験宿泊施設サンライズ城が浜、赤泊温泉保養センターあかどまり城が浜温泉)	92
議案第147号	公の施設に係る指定管理者の指定について (勤労青少年ホーム、両津運動広場、両津野球場、両津テニスコート、両津農村広場)	93
議案第148号	財産の無償譲渡について(佐渡海洋深層水分水施設及び佐渡海洋深層水ブランドマーク商標権)	94
議案第149号	新潟県市町村総合事務組合規約の変更について	95
議案第150号	令和7年度佐渡市一般会計補正予算(第9号)について	97
議案第151号	令和7年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について	97

議案第152号	令和7年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について	97
議案第153号	令和7年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第2号）について	97
議案第154号	令和7年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第3号）について	97

議案第128号

佐渡市行政組織条例等の一部を改正する条例の制定について

佐渡市行政組織条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月4日 提出

佐渡市長 渡辺 竜五

佐渡市行政組織条例等の一部を改正する条例

(佐渡市行政組織条例の一部改正)

第1条 佐渡市行政組織条例（令和3年佐渡市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の旧の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の新の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

新	旧
（分掌事務）	（分掌事務）
第2条 （略）	第2条 （略）
総務部	総務部
(1)～(10) （略）	(1)～(10) （略）
<u>(11) 市民センターに関すること。</u>	_____
<u>(12) （略）</u>	<u>(11) （略）</u>
企画部 （略）	企画部 （略）
財務部	財務部
(1)～(3) （略）	(1)～(3) （略）
<u>(4) 税に関すること。</u>	_____
市民生活部	市民生活部
(1)～(12) （略）	(1)～(12) （略）
_____	<u>(13) 税に関すること。</u>
社会福祉部	社会福祉部
(1) （略）	(1) （略）
_____	<u>(2) 家庭相談に関すること。</u>

<u>（3）若者相談に関すること。</u> <u>（4）子育て支援に関すること。</u> <u>（5）・（6）（略）</u>
<u>（2）・（3）（略）</u> <u>地域振興部～建設部（略）</u>

(佐渡市公民館条例の一部改正)

第2条 佐渡市公民館条例(平成16年佐渡市条例第130号)の一部を次のように改正する。

次の表の旧の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。)及び当該改正前部分に対応する同表の新の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

新	旧								
<p>(設置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">名称</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">位置</th> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">佐渡市公民館</td> <td style="padding: 2px;"><u>佐渡市千種232番地</u></td> </tr> </table>	名称	位置	佐渡市公民館	<u>佐渡市千種232番地</u>	<p>(設置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">名称</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">位置</th> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">佐渡市公民館</td> <td style="padding: 2px;"><u>佐渡市両津湊198番地</u></td> </tr> </table>	名称	位置	佐渡市公民館	<u>佐渡市両津湊198番地</u>
名称	位置								
佐渡市公民館	<u>佐渡市千種232番地</u>								
名称	位置								
佐渡市公民館	<u>佐渡市両津湊198番地</u>								

(佐渡市支所及び出張所設置条例の一部改正)

第3条 佐渡市支所及び出張所設置条例(平成16年佐渡市条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の旧の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。)及び当該改正前部分に対応する同表の新の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記

された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

新	旧																								
佐渡市_____出張所設置 条例 (設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律 第67号）第155条第1項の規定に基づき、_____出張所を置く。	佐渡市 <u>支所及び</u> 出張所設置 条例 (設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律 第67号）第155条第1項の規定に基づき、 <u>支所及び</u> 出張所を置く。																								
(名称、位置及び所管区域) 第2条 _____出張所の名称、位置及び所管区域は、別表のとおりとする。	(名称、位置及び所管区域) 第2条 <u>支所及び</u> 出張所の名称、位置及び所管区域は、別表のとおりとする。																								
(委任) 第3条 _____出張所における事務を処理する事項に関し必要な事項は、規則で定める。	(委任) 第3条 <u>支所及び</u> 出張所における事務を処理する事項に関し必要な事項は、規則で定める。																								
別表（第2条関係） _____	別表（第2条関係） 1 支所																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33.33%;">_____</td><td style="width: 33.33%;">_____</td><td style="width: 33.33%;">_____</td></tr> <tr> <td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td></tr> <tr> <td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td></tr> <tr> <td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td></tr> </table>	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33.33%;">名称</th><th style="width: 33.33%;">位置</th><th style="width: 33.33%;">所管区域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>佐渡市役所両津支所</td><td>佐渡市両津</td><td>合併前の両津市の区域</td></tr> <tr> <td></td><td>湊198番地</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	所管区域	佐渡市役所両津支所	佐渡市両津	合併前の両津市の区域		湊198番地				
_____	_____	_____																							
_____	_____	_____																							
_____	_____	_____																							
_____	_____	_____																							
名称	位置	所管区域																							
佐渡市役所両津支所	佐渡市両津	合併前の両津市の区域																							
	湊198番地																								

佐渡市役所相川支所	佐渡市相川栄町27番地	合併前の相川町の区域
佐渡市役所羽茂支所	佐渡市羽茂本郷550番地	合併前的小木町、羽茂町及び赤泊村の区域

2 出張所

名称	位置	所管区域
佐渡市役所	佐渡市両津	合併前の両
両津市民セ ンター	湊198番地	津市の区域
佐渡市役所	佐渡市相川	合併前の相
相川市民セ ンター	栄町27番地	川町の区域
佐渡市役所 佐和田市民 センター	(略)	(略)
佐渡市役所 金井市民セ ンター	(略)	(略)
佐渡市役所 新穂市民セ ンター	(略)	(略)
佐渡市役所 畠野市民セ ンター	(略)	(略)

名称	位置	所管区域
佐渡市役所	(略)	(略)
佐和田 <u>行政</u>		
<u>サービスセ</u>		
<u>ンター</u>		
佐渡市役所	(略)	(略)
金井 <u>地域セ</u>		
<u>ンター</u>		
佐渡市役所	(略)	(略)
新穂 <u>行政サ</u>		
<u>ービスセン</u>		
<u>ター</u>		
佐渡市役所	(略)	(略)
畠野 <u>行政サ</u>		
<u>ービスセン</u>		
<u>ター</u>		

佐渡市役所 真野 <u>市民セ</u> ンター	(略)	(略)	佐渡市役所 真野 <u>行政サ</u> ービスセン	(略)	(略)
佐渡市役所 小木 <u>市民セ</u> ンター	(略)	(略)	佐渡市役所 小木 <u>行政サ</u> ービスセン	(略)	(略)
佐渡市役所 羽茂市民セ ンター	佐渡市羽茂 本郷550番 地	合併前の羽 茂町の区域			
佐渡市役所 赤泊 <u>市民セ</u> ンター	(略)	(略)	佐渡市役所 赤泊 <u>行政サ</u> ービスセン	(略)	(略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に市長がした許可、承認、委嘱、任命等の处分その他の行為のうち現にその効力を有するもので、施行日以後において教育委員会が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、教育委員会がした許可、承認、委嘱、任命等の处分その他の行為とみなす。

3 この条例の施行の際現に市長に対してされている申請、届出その他の行為で、施行日以後において教育委員会が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、教育委員会に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

(佐渡市公告式条例の一部改正)

4 佐渡市公告式条例（平成16年佐渡市条例第3号）の一部を次のように

改正する。

次の表の旧の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の新の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

新	旧
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）
佐渡市役所掲示場	佐渡市役所掲示場
佐渡市役所両津 <u>市民センター</u>	佐渡市役所両津 <u>支所</u>
掲示場	掲示場
佐渡市役所相川 <u>市民センター</u>	佐渡市役所相川 <u>支所</u>
掲示場	掲示場
佐渡市役所佐和田 <u>市民センター</u>	佐渡市役所羽茂 <u>支所掲示場</u>
掲示場	佐渡市役所佐和田 <u>行政サービスセンター</u> 掲示場
佐渡市役所新穂 <u>市民センター</u>	佐渡市役所新穂 <u>行政サービスセンター</u> 掲示場
掲示場	佐渡市役所新穂 <u>行政サービスセンター</u> 掲示場
佐渡市役所畠野 <u>市民センター</u>	佐渡市役所畠野 <u>行政サービスセンター</u> 掲示場
掲示場	佐渡市役所畠野 <u>行政サービスセンター</u> 掲示場
佐渡市役所真野 <u>市民センター</u>	佐渡市役所真野 <u>行政サービスセンター</u> 掲示場
掲示場	佐渡市役所真野 <u>行政サービスセンター</u> 掲示場
佐渡市役所小木 <u>市民センター</u>	佐渡市役所小木 <u>行政サービスセンター</u> 掲示場
掲示場	佐渡市役所小木 <u>行政サービスセンター</u> 掲示場
佐渡市役所羽茂 <u>市民センター</u>	
掲示場	
佐渡市役所赤泊 <u>市民センター</u>	佐渡市役所赤泊 <u>行政サービス</u>

_____掲示場

センター掲示場

(佐渡市職員定数条例の一部改正)

5 佐渡市職員定数条例（平成16年佐渡市条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の旧の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の新の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

新	旧
（職員の定数）	（職員の定数）
第2条 （略）	第2条 （略）
(1) 市長の事務部局の職員 <u>49</u> <u>0人</u>	(1) 市長の事務部局の職員 <u>60</u> <u>0人</u>
(2) （略）	(2) （略）
(3) 教育委員会の事務部局の職員 <u>201人</u>	(3) 教育委員会の事務部局の職員 <u>91人</u>
(4)～(9) （略）	(4)～(9) （略）

(佐渡市職員の給与に関する条例の一部改正)

6 佐渡市職員の給与に関する条例（平成16年佐渡市条例第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の旧の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の新の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない

場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

新	旧
別表第4（第3条、第3条の2関係） 等級別基準職務表 ア 行政職給料表 等級別基準 職務表	別表第4（第3条、第3条の2関係） 等級別基準職務表 ア 行政職給料表 等級別基準 職務表
等級 基準となる職務	等級 基準となる職務
1級～(略) 3級	1級～(略) 3級
4級 1 課長補佐、室長、事務 局次長、センター長_____ _____又は教育委員会教 育事務所 <u>所長</u> _____の職務 2 (略)	4級 1 課長補佐、室長、事務 局次長、センター長、 <u>支</u> <u>所次長</u> 又は教育委員会教 育事務所 <u>事務局長</u> の職務 2 (略)
5級 1 (略) 2 副部長 <u>又はセンター統</u> <u>括監</u> 3 課長 <u>又は事務局長</u> _____ _____の職務 4 (略)	5級 1 (略) 2 副部長_____ _____ 3 課長、 <u>事務局長</u> <u>又は</u> <u>支所長</u> の職務 4 (略)
6級 1・2 (略) 3 会計管理者、副部長、 <u>センタ</u> <u>ー統括監</u> 、課長又 は事務局長で困難な業務 又は高度の知識若しくは 経験を必要とする業務を 行う職務	6級 1・2 (略) 3 会計管理者、副部長_____ _____,課長又 は事務局長で困難な業務 又は高度の知識若しくは 経験を必要とする業務を 行う職務
イ～オ (略)	イ～オ (略)

(佐渡市保育園使用料徴収条例の一部改正)

- 7 佐渡市保育園使用料徴収条例（平成16年佐渡市条例第194号）の一部を
次のように改正する。

次の表の旧の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の新の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

新	旧
(委任) 第5条 この条例に定めるものの ほか、必要な事項は、 <u>教育委員会</u> が別に定める。	(委任) 第5条 この条例に定めるものの ほか、必要な事項は、 <u>市長</u> が別に定める。

（佐渡市へき地保育園条例の一部改正）

8 佐渡市へき地保育園条例（平成16年佐渡市条例第196号）の一部を次のように改正する。

次の表の旧の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の新の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

新	旧
(委任) 第4条 この条例に定めるものの ほか、必要な事項は、 <u>教育委員会</u> 規則で定める。	(委任) 第4条 この条例に定めるものの ほか、必要な事項は、 <u>_____</u> 規則で定める。

（佐渡市児童遊園条例の一部改正）

9 佐渡市児童遊園条例（平成16年佐渡市条例第197号）の一部を次のよう

に改正する。

次の表の旧の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の新の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

新	旧
(委任) 第4条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、 <u>教育委員会</u> が別に定める。	(委任) 第4条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、 <u>市長</u> が別に定める。

（佐渡市母子生活支援施設条例の一部改正）

10 佐渡市母子生活支援施設条例（平成16年佐渡市条例第201号）の一部を次のように改正する。

次の表の旧の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の新の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

新	旧
(入所の拒否等) 第3条 <u>教育委員会</u> は、次の各号のいずれかに該当するときは、その世帯全員又は該当者の入所を拒	(入所の拒否等) 第3条 <u>市長</u> は、次の各号のいずれかに該当するときは、その世帯全員又は該当者の入所を拒

<p>否し、又は退所を命ずることがで きる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第4条 この条例に定めるもの ほか、必要な事項は、<u>教育委員会</u> 規則で定める。</p>	<p>否し、又は退所を命ずることがで きる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第4条 この条例に定めるもの ほか、必要な事項は、_____ 規則で定める。</p>
--	---

(佐渡市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部改正)

11 佐渡市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例（平成16年佐渡市条例第202号）の一部を次のように改正する。

次の表の旧の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の新の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

新	旧
<p>(受給者証の交付)</p> <p>第4条 この条例に基づき医療費 の助成を受けようとする者は、<u>教 育委員会</u>規則で定めるところに より、<u>教育委員会</u>にひとり親家庭 等医療費受給者証（以下「受給者 証」という。）の交付を申請しな ければならない。</p> <p>2 教育委員会は、前項の申請に基 づき審査した結果、申請者が対象</p>	<p>(受給者証の交付)</p> <p>第4条 この条例に基づき医療費 の助成を受けようとする者は、<u>_____</u> <u>規則</u>で定めるところに より、<u>市長</u>にひとり親家庭 等医療費受給者証（以下「受給者 証」という。）の交付を申請しな ければならない。</p> <p>2 市長_____は、前項の申請に基 づき審査した結果、申請者が対象</p>

者であると認めたときは、申請者に速やかに受給者証を交付するものとする。

3 教育委員会は、第1項の申請に基づき審査した結果、申請者が対象者でないと認めたときは、申請者に却下決定通知書により通知するものとする。

(助成の範囲)

第5条 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 標準負担額減額認定又は減額認定を受けている受給者が、第1号ウに掲げる療養と併せて受ける生活療養に係る標準負担額（健康保険法第85条の2第2項の規定に基づき、平均的な家計における食費及び光熱水費の状況並びに病院及び診療所における生活療養に要する費用について介護保険法（平成9年法律第123号）第51条の3第2項第1号に規定する食費の基準費用額及び同項第2号に規定する居住費の基準費用額に相当する費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める額）で教育委員会規則で定める額

2 (略)

者であると認めたときは、申請者に速やかに受給者証を交付するものとする。

3 市長_____は、第1項の申請に基づき審査した結果、申請者が対象者でないと認めたときは、申請者に却下決定通知書により通知するものとする。

(助成の範囲)

第5条 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 標準負担額減額認定又は減額認定を受けている受給者が、第1号ウに掲げる療養と併せて受ける生活療養に係る標準負担額（健康保険法第85条の2第2項の規定に基づき、平均的な家計における食費及び光熱水費の状況並びに病院及び診療所における生活療養に要する費用について介護保険法（平成9年法律第123号）第51条の3第2項第1号に規定する食費の基準費用額及び同項第2号に規定する居住費の基準費用額に相当する費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める額）で_____規則で定める額

2 (略)

<p>(変更等の届出)</p> <p>第7条 受給者は、次に掲げる事由が生じたときは、その旨を速やかに<u>教育委員会</u>に届け出なければならぬ。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(受給者証の返還)</p> <p>第8条 受給者は、次に掲げる事由が生じたときは、速やかに受給者証を<u>教育委員会</u>に返還しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p>	<p>(変更等の届出)</p> <p>第7条 受給者は、次に掲げる事由が生じたときは、その旨を速やかに<u>市長</u>に届け出なければならぬ。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(受給者証の返還)</p> <p>第8条 受給者は、次に掲げる事由が生じたときは、速やかに受給者証を<u>市長</u>に返還しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、_____規則で定める。</p>
--	---

(佐渡市子どもの医療費助成に関する条例の一部改正)

12 佐渡市子どもの医療費助成に関する条例（平成16年佐渡市条例第224号）の一部を次のように改正する。

次の表の旧の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の新の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

新	旧
(受給者証交付の申請) 第4条 助成を受けようとする者は、受給者証の交付を <u>教育委員会</u> に申請しなければならない。	(受給者証交付の申請) 第4条 助成を受けようとする者は、受給者証の交付を <u>市長</u> に申請しなければならない。
(受給者証の交付) 第5条 <u>教育委員会</u> は、前条の申請に基づき審査した結果、助成対象者が受給資格を有する者であると認めたときは、助成対象者に受給者証を交付するものとする。 2 <u>教育委員会</u> は、前条の申請に基づき審査した結果、助成対象者が受給資格を有する者でないと認めたときは、助成対象者に却下決定通知書により通知するものとする。	(受給者証の交付) 第5条 <u>市長</u> は、前条の申請に基づき審査した結果、助成対象者が受給資格を有する者であると認めたときは、助成対象者に受給者証を交付するものとする。 2 <u>市長</u> は、前条の申請に基づき審査した結果、助成対象者が受給資格を有する者でないと認めたときは、助成対象者に却下決定通知書により通知するものとする。
(規則への委任) 第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、 <u>教育委員会規則</u> で定める。	(規則への委任) 第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、 <u>規則</u> で定める。

(佐渡市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正)
13 佐渡市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手續に関する条例(平成16年佐渡市条例第228号)の一部を次のように改正する。

次の表の旧の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。)及び当該改正前部分に対応する同表の新の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)について、改正前部分及び改正後部分に

字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

新	旧
(縦覧の場所及び期間)	(縦覧の場所及び期間)
第4条 (略)	第4条 (略)
(1) (略)	(1) (略)
(2) 両津 <u>市民センター</u> 、佐和田 <u>市民センター</u> 、真野市 <u>市民センター</u> 及び小木 <u>市民センター</u> 当該 <u>市民センター</u> の管轄する区域内に存する 一般廃棄物処理施設に係る報 告書等	(2) 両津 <u>支所</u> 、佐和田 <u>行政サービスセンター</u> 、真野行 <u>政サービスセンター</u> 及び小木 <u>行政サービスセンター</u> 当該 <u>支所</u> 及び <u>行政サービスセンタ</u> <u>ー</u> の管轄する区域内に存する 一般廃棄物処理施設に係る報 告書等
2 (略)	2 (略)

(佐渡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正)

14 佐渡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（平成16年佐渡市条例第305号）の一部を次のように改正する。

次の表の旧の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の新の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

新	旧
---	---

(消防署)		
第4条 (略)		
名称	位置	管轄区域
佐渡市 中央消 防署	(略)	(略)
佐渡市 両津消 防署	(略)	<p>佐渡市役所両津 市民センターの 所管区域（月布 施、野浦、東強 清水、東立島、 鮑、赤玉、立間、 豊岡、柿野浦、 東鵜島及び岩首 を除く。）、吉 井、吉井本郷、 安養寺、三瀬川、 水渡田、新穂正 明寺、新穂田野 沢、新穂潟上及 び新穂長畠（内 巻及び島に限 る。）</p>
佐渡市 相川消 防署	(略)	<p>佐渡市役所相川 市民センターの 所管区域</p>
佐渡市 南佐渡 消防署	(略)	<p>佐渡市役所小木 市民センター、 羽茂市民センタ ー、赤泊市民セ</p>
(消防署)		
第4条 (略)		
名称	位置	管轄区域
佐渡市 中央消 防署	(略)	(略)
佐渡市 両津消 防署	(略)	<p>佐渡市役所両津 支所 の 所管区域（月布 施、野浦、東強 清水、東立島、 鮑、赤玉、立間、 豊岡、柿野浦、 東鵜島及び岩首 を除く。）、吉 井、吉井本郷、 安養寺、三瀬川、 水渡田、新穂正 明寺、新穂田野 沢、新穂潟上及 び新穂長畠（内 巻及び島に限 る。）</p>
佐渡市 相川消 防署	(略)	<p>佐渡市役所相川 支所 の 所管区域</p>
佐渡市 南佐渡 消防署	(略)	<p>佐渡市役所羽茂 支所</p>

<u>センター及び佐渡市役所両津市民センターの所管区域（佐渡市両津消防署の管轄区域を除く。）並びに佐渡市役所畠野市民センターの所管区域のうち松ヶ崎、多田、浜河内及び丸山</u>	<u>及び佐渡市役所両津支所の所管区域（佐渡市両津消防署の管轄区域を除く。）並びに佐渡市役所畠野行政サービスセンターの所管区域のうち松ヶ崎、多田、浜河内及び丸山</u>
--	--

(佐渡市児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

15 佐渡市児童館の設置及び管理に関する条例（平成18年佐渡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の旧の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の新の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

新	旧
(開館時間) 第3条 児童館の開館時間は、月曜日から金曜日までは正午から午後6時まで、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭	(開館時間) 第3条 児童館の開館時間は、月曜日から金曜日までは正午から午後6時まで、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭

和23年法律第178号)に規定する休日は午前10時から午後5時までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第4条 児童館の休館日は、12月29日から翌年1月3日までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(利用の対象者)

第5条 (略)

- (1)～(3) (略)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

(利用の許可)

第6条 児童館を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないことができる。

- (1)～(3) (略)

和23年法律第178号)に規定する休日は午前10時から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第4条 児童館の休館日は、12月29日から翌年1月3日までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(利用の対象者)

第5条 (略)

- (1)～(3) (略)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(利用の許可)

第6条 児童館を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないことができる。

- (1)～(3) (略)

<p>(利用の制限)</p> <p>第7条 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく<u>教育委員会規則</u>若しくは<u>教育委員会</u>の指示した事項に違反したとき。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じた場合において利用者に損害が生じても、<u>教育委員会</u>はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第6号に該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会</u>が別に定める。</p>	<p>(利用の制限)</p> <p>第7条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく_____規則若しくは<u>市長</u>の指示した事項に違反したとき。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じた場合において利用者に損害が生じても、<u>市長</u>はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第6号に該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>市長</u>が別に定める。</p>
---	--

(佐渡市保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

16 佐渡市保育園の設置及び管理に関する条例（平成20年佐渡市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の旧の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の新の欄中の下線が引かれた部分

(以下「改正後部分」という。)について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

新	旧
<p>(保育の実施)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして<u>教育委員会</u>が認める事由に該当すること。</p>	<p>(保育の実施)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして<u>市長</u>が認める事由に該当すること。</p>
<p>(保育時間)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>教育委員会</u>は、地域における保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して、保育時間を変更することができる。</p>	<p>(保育時間)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>市長</u>は、地域における保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して、保育時間を変更することができる。</p>
<p>(休園日)</p> <p>第5条 保育園の休園日は、次のとおりとする。ただし、<u>教育委員会</u>が特に必要があると認めるときは、臨時に開園し、又は休園することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(休園日)</p> <p>第5条 保育園の休園日は、次のとおりとする。ただし、<u>市長</u>が特に必要があると認めるときは、臨時に開園し、又は休園することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

(委任)	(委任)
第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は、 <u>教育委員会</u> が別に定める。	第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は、 <u>市長</u> が別に定める。

(佐渡市緊急情報通信施設設置条例の一部改正)

17 佐渡市緊急情報通信施設設置条例（平成24年佐渡市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の旧の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の新の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

新	旧
(位置)	(位置)
第3条 緊急情報通信施設のセンター装置は、佐渡市役所真野 <u>市民センター</u> に置く。	第3条 緊急情報通信施設のセンター装置は、佐渡市役所真野 <u>行政サービスセンター</u> に置く。
2 (略)	2 (略)
(1) (略)	(1) (略)
(2) 佐渡市役所両津 <u>市民センター</u> 二、相川 <u>市民センター</u> 及び羽茂 <u>市民センター</u>	(2) 佐渡市役所両津 <u>支所</u> 二、相川 <u>支所</u> 及び羽茂 <u>支所</u>
(3)・(4) (略)	(3)・(4) (略)

(佐渡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

18 佐渡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年佐渡市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の旧の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の新の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

新	旧
(最低基準と家庭的保育事業者等)	(最低基準と家庭的保育事業者等)
第4条 (略)	第4条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 <u>教育委員会</u> は、児童の保護者その他の児童福祉に係る当事者の意見を聴き、家庭的保育事業者等に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。	3 <u>市長</u> は、児童の保護者その他の児童福祉に係る当事者の意見を聴き、家庭的保育事業者等に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。
(設備の基準)	(設備の基準)
第22条 家庭的保育事業は、次条第2項の家庭的保育者の居宅その他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く。）であって、次に掲げる要件を満たすものとして、 <u>教育委員会</u> が適当と認める場所（次条第1項において「家庭的保育事業を行う場所」という。）で実施するものとする。	第22条 家庭的保育事業は、次条第2項の家庭的保育者の居宅その他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く。）であって、次に掲げる要件を満たすものとして、 <u>市長</u> が適当と認める場所（次条第1項において「家庭的保育事業を行う場所」という。）で実施するものとする。
(1)～(7) (略)	(1)～(7) (略)

(職員)

第23条 (略)

2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、教育委員会が行う研修（教育委員会が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると教育委員会が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)・(2) (略)

3 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者（教育委員会が行う研修（教育委員会が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。第34条第2項において同じ。）とともに保育する場合には、5人以下とする。

(職員)

第31条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士その他保育に従事する職員とし

(職員)

第23条 (略)

2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)・(2) (略)

3 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者（市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。第34条第2項において同じ。）とともに保育する場合には、5人以下とする。

(職員)

第31条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士その他保育に従事する職員とし

て教育委員会が行う研修（教育委員会が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならぬ。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。

2・3 (略)

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として教育委員会が行う研修（教育委員会が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならぬ。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所

て市長_____が行う研修（市長_____が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならぬ。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。

2・3 (略)

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長_____が行う研修（市長_____が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならぬ。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所

内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。 2・3 (略)	内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。 2・3 (略)
---	---

(佐渡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

19 佐渡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年佐渡市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の旧の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の新の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

新	旧
(最低基準と放課後児童健全育成事業者)	(最低基準と放課後児童健全育成事業者)
第4条 (略) 2 (略) 3 <u>教育委員会</u> は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、放課後児童健全育成事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。	第4条 (略) 2 (略) 3 <u>市長</u> は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、放課後児童健全育成事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

(職員)	(職員)
第10条 (略)	第10条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 (略)	3 (略)
(1)～(8) (略)	(1)～(8) (略)
(9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、 <u>教育委員会</u> が適當と認めたもの	(9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、 <u>市長</u> が適當と認めたもの
(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、 <u>教育委員会</u> が適當と認めたもの	(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、 <u>市長</u> が適當と認めたもの
4・5 (略)	4・5 (略)

(佐渡市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部改正)

20 佐渡市いじめ問題対策連絡協議会等条例(平成26年佐渡市条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の旧の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。)及び当該改正前部分に対応する同表の新の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

新	旧
(組織)	(組織)
第4条 (略)	第4条 (略)
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)

<u>_____</u> <u>(4)～(6)</u> (略) (組織) 第12条 (略) 2 (略) (1)～(3) (略) <u>_____</u> <u>(4)・(5)</u> (略)	<u>(4) 佐渡市子ども若者課</u> <u>(5)～(7)</u> (略) (組織) 第12条 (略) 2 (略) (1)～(3) (略) <u>(4) 佐渡市子ども若者課職員</u> <u>(5)・(6)</u> (略)
--	--

(佐渡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

21 佐渡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年佐渡市条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の旧の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の新の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

新	旧																				
別表第1（第4条関係）	別表第1（第4条関係）																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機関</th><th style="text-align: center;">事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 (略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 教育委員会</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 教育委員会</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">4～6 (略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> </tbody> </table>	機関	事務	1 (略)	(略)	2 教育委員会	(略)	3 教育委員会	(略)	4～6 (略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機関</th><th style="text-align: center;">事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 (略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 市長</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 市長</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">4～6 (略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> </tbody> </table>	機関	事務	1 (略)	(略)	2 市長	(略)	3 市長	(略)	4～6 (略)	(略)
機関	事務																				
1 (略)	(略)																				
2 教育委員会	(略)																				
3 教育委員会	(略)																				
4～6 (略)	(略)																				
機関	事務																				
1 (略)	(略)																				
2 市長	(略)																				
3 市長	(略)																				
4～6 (略)	(略)																				

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 (略)	(略)	(略)
2 教育委員会	(略)	(略)
3 教育委員会	(略)	(略)
4～6 (略)	(略)	(略)

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 (略)	(略)	(略)
2 市長	(略)	(略)
3 市長	(略)	(略)
4～6 (略)	(略)	(略)

（佐渡市子ども若者相談センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

22 佐渡市子ども若者相談センターの設置及び管理に関する条例（平成29年佐渡市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の旧の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の新の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

新	旧
（開館時間及び休館日）	（開館時間及び休館日）
第5条 (略)	第5条 (略)
2 前項の規定にかかわらず、 <u>教育委員会</u> は、特に必要があると認めるときは、臨時に開館時間を変更することができる。	2 前項の規定にかかわらず、 <u>市長</u> は、特に必要があると認めるときは、臨時に開館時間を変更することができる。
（利用者）	（利用者）
第7条 (略)	第7条 (略)

<p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に掲げる者のほか、これらに準ずる者として<u>教育委員会</u>が特に認める者</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に掲げる者のほか、これらに準ずる者として<u>市長</u> _____が特に認める者</p>
<p>(利用の許可等)</p>	<p>(利用の許可等)</p>
<p>第8条 児童発達支援事業を利用しようとする者は、<u>教育委員会規則</u>に定めるところによりあらかじめ<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p>	<p>第8条 児童発達支援事業を利用しようとする者は、_____規則に定めるところによりあらかじめ<u>市長</u>_____の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p>
<p>(利用の制限)</p>	<p>(利用の制限)</p>
<p>第9条 <u>教育委員会</u>は、前条の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を制限することができる。</p>	<p>第9条 <u>市長</u>_____は、前条の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を制限することができる。</p>
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、<u>教育委員会</u>が特に必要があると認めるとき。</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、<u>市長</u>_____が特に必要があると認めるとき。</p>
<p>(その他)</p>	<p>(その他)</p>
<p>第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、<u>教育委員会</u>が別に定める。</p>	<p>第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、<u>市長</u>_____が別に定める。</p>

(佐渡市子ども未来応援基金条例の一部改正)

を次のように改正する。

次の表の旧の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。)及び当該改正前部分に対応する同表の新の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

新	旧
(委任) 第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。	(委任) 第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、_____規則で定める。

(佐渡市多子世帯出産成長祝金の支給に関する条例の一部改正)

24 佐渡市多子世帯出産成長祝金の支給に関する条例(令和3年佐渡市条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の旧の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。)及び当該改正前部分に対応する同表の新の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

新	旧
(成長祝金の範囲) 第3条 市長は、支給対象者に対し、対象児童が出生から満15歳までの間に、予算の範囲内において	(成長祝金の範囲) 第3条 市長は、支給対象者に対し、対象児童が出生から満15歳までの間に、予算の範囲内において

<p><u>教育委員会規則</u>で定める成長祝金を支給することができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める者に対し、予算の範囲内において<u>教育委員会規則</u>で定める成長祝金を支給することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p>	<p>_____規則で定める成長祝金を支給することができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める者に対し、予算の範囲内において_____規則で定める成長祝金を支給することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、_____規則で定める。</p>
---	--

(佐渡市認定こども園条例の一部改正)

25 佐渡市認定こども園条例（令和3年佐渡市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の旧の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の新の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

新	旧
<p>(事業)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第2条第12項に規定する子育て支援事業のうち、<u>教育委員会</u>が必要と認める事業</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第2条第12項に規定する子育て支援事業のうち、<u>市長</u>_____が必要と認める事業</p>

<p>(3) その他<u>教育委員会</u>が必要と認める事業</p> <p>(利用者負担額)</p> <p>第5条 認定こども園の利用者負担額は、佐渡市保育施設の利用者負担額徴収規則(令和 年佐渡市<u>教育委員会規則第 号</u>)に定める額とする。</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、<u>教育委員会</u>が定める。</p>	<p>(3) その他<u>市長</u>が必要と認める事業</p> <p>(利用者負担額)</p> <p>第5条 認定こども園の利用者負担額は、佐渡市保育施設の利用者負担額徴収規則(平成16年佐渡市規則第86号)に定める額とする。</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、<u>市長</u>が定める。</p>
---	---

(佐渡市子どもが元気な佐渡が島(たからじま)条例の一部改正)
26 佐渡市子どもが元気な佐渡が島(たからじま)条例(令和4年佐渡市条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の旧の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。)及び当該改正前部分に対応する同表の新の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

新	旧
<p>(委任)</p> <p>第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会</u>が別に定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>市長</u>が別に定める。</p>

(佐渡市電気自動車等用急速充電器の設置及び管理に関する条例の一部

改正)

27 佐渡市電気自動車等用急速充電器の設置及び管理に関する条例（令和5年佐渡市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の旧の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の新の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

新	旧				
別表第1（第2条関係）					
設置場所	所在地	設置場所	所在地		
小木市民センター 一	(略)	小木行政サービスセンター	(略)		
別表第2（第3条関係）					
設置場所	使用時間	使用料	設置場所	使用時間	使用料
小木市民センター	(略)	(略)	小木行政サービスセンター	(略)	(略)

議案第129号

佐渡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年12月4日 提出

佐渡市長 渡辺 竜五

佐渡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成16年佐渡市条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の旧の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の新の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

新	旧
(特殊勤務手当の種類)	(特殊勤務手当の種類)
第2条 (略)	第2条 (略)
(1)～(13) (略)	(1)～(13) (略)
<u>(14) 緊急消防援助隊等活動手当</u>	<u>_____</u>
<u>(緊急消防援助隊等活動手当)</u>	<u>_____</u>
<u>第20条の2 緊急消防援助隊等活動手当は、消防職員が緊急消防援助隊（消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第1項に規定する緊急消防援助隊をいう。）又は消防応援隊（同法第39条第2項の規定に基づく協定により派遣する部隊をいう。）として、管轄区域外で行う災害応急対策等の作業に従事した場合に支給する。</u>	<u>_____</u>
<u>2 前項の手当の額は、作業に従事</u>	<u>_____</u>

した日 1 日につき、1,080円とする。ただし、作業に従事する区域の全部又は一部について、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）その他の法令等に基づき、立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域（当該区域が設定又は拡大された場合において、その設定又は拡大がなされた時までの間における当該区域と同一区域を含む。）がある場合は、作業に従事した日 1 日につき、2,160円とする。

（短時間勤務職員の特例）
第20条の3 （略）

（短時間勤務職員の特例）
第20条の2 （略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第130号

佐渡市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月4日 提出

佐渡市長 渡辺 竜五

佐渡市火災予防条例の一部を改正する条例

佐渡市火災予防条例（平成16年佐渡市条例第308号）の一部を次のように改正する。

次の表の旧の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の新の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

新	旧
目次	目次
第1章～第3章の2　（略）	第1章～第3章の2　（略）
<u>第3章の3　林野火災の予防（第29条の8・第29条の9）</u>	
第4章～第7章　（略）	第4章～第7章　（略）
附則	
<u>（簡易サウナ設備）</u>	
<u>第7条の2　簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したもののをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源と</u>	

するものをいう。以下同じ。) の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。

(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。)及び第5条第1項の規定を準用する。

(一般サウナ設備)

(____サウナ設備)

第7条の3 一般サウナ設備（簡易
サウナ設備以外のサウナ設備（サ
ウナ室に設ける放熱設備をい
う。）をいう。以下同じ。）の位置
及び構造は、次に掲げる基準によ
らなければならぬ。

- (1) (略)
- (2) 一般サウナ設備の温度が異
常に上昇した場合に直ちにそ
の熱源を遮断することができる
手動及び自動の装置を設け
ること。
- 2 前項に規定するもののほか、二
般サウナ設備の位置、構造及び管
理の基準については、第3条（第
1項第1号及び第10号から第12
号までを除く。）の規定を準用す
る。

（火災に関する警報の発令中に
おける火の使用の制限）

第29条 火災に関する警報（法第22
条第3項に規定する火災に関す
る警報をいう。以下同じ。）が發
せられた場合における火の使用
については、次に定めるところに
よらなければならぬ。

- (1)～(6) (略)
- _____
- _____
- _____

第7条の2 サウナ室に設ける放
熱設備（以下「サウナ設備」とい
う。）

_____の位置
及び構造は、次に掲げる基準によ
らなければならぬ。

- (1) (略)
- (2) _____サウナ設備の温度が異
常に上昇した場合に直ちにそ
の熱源を遮断することができる
手動及び自動の装置を設け
ること。
- 2 前項に規定するもののほか、一
般サウナ設備の位置、構造及び管
理の基準については、第3条（第
1項第1号及び第10号から第12
号までを除く。）の規定を準用す
る。

（火災に関する警報の発令中に
おける火の使用の制限）

第29条 火災に関する警報_____

_____が發
せられた場合における火の使用
については、次に定めるところに
よらなければならぬ。

- (1)～(6) (略)
- (7) 屋内において裸火を使用す
るときは、窓、出入口等を閉じ
て行うこと。

(住宅における火災の予防の推進)

第29条の7 (略)

(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、感震ブレーカーその他の物品、機械器具及び設備の普及の促進

(2) (略)

2 (略)

第3章の3 林野火災の予防

(林野火災に関する注意報)

第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

(住宅における火災の予防の推進)

第29条の7 (略)

(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器

その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進

(2) (略)

2 (略)

(林野火災の予防を目的とした
火災に関する警報の発令中にお
ける火の使用の制限)

第29条の9 市長は、林野火災の予
防を目的として火災に関する警
報を発したときは、林野火災の発
生の危険性を勘案して、第29条各
号に定める火の使用の制限の対
象となる区域を指定するこ
とができる。

(屋外催しに係る防火管理)

第42条の3

(1)・(2) (略)

(3) 対象火気器具等を使用し、
又は危険物を取り扱う露店、屋
台その他これらに類するもの
(第45条第1項において「露店
等」という。) 及び客席の火災
予防上安全な配置に関するこ
と。

(4)～(6) (略)

2 (略)

(火を使用する設備等の設置の
届出)

第44条 (略)

(1)～(6) (略)

(6)の2 簡易サウナ設備 (個人
が設けるものを除く。)

(7) 一般サウナ設備 (個人の住

(屋外催しに係る防火管理)

第42条の3

(1)・(2) (略)

(3) 対象火気器具等を使用し、
又は危険物を取り扱う露店、屋
台その他これらに類するもの
(第45条_____において「露店
等」という。) 及び客席の火災
予防上安全な配置に関するこ
と。

(4)～(6) (略)

2 (略)

(火を使用する設備等の設置の
届出)

第44条 (略)

(1)～(6) (略)

(7) _____サウナ設備 (個人の住

<p>居に設けるものを除く。)</p> <p>(7)の2～(15) (略)</p> <p>(火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p> <p>第45条 (略)</p> <p>(1) 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為 <u>(たき火を含む。)</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p><u>2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。</u></p>	<p>居に設けるものを除く。)</p> <p>(7)の2～(15) (略)</p> <p>(火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p> <p>第45条 (略)</p> <p>(1) 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為</p> <hr/> <p>(2)～(6) (略)</p> <hr/> <hr/> <hr/>
--	---

附 則

この条例中目次及び第29条の改正規定並びに第3章の3を加える改正規定並びに第42条の3及び第45条の改正規定は令和8年1月1日から、第7条の2の改正規定及び同条を第7条の3とし、第7条の次に1条を加える改正規定並びに第29条の7及び第44条の改正規定は令和8年3月31日から施行する。

議案第131号

佐渡市立幼稚園条例を廃止する条例の制定について

佐渡市立幼稚園条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月4日 提出

佐渡市長 渡辺 竜五

佐渡市立幼稚園条例を廃止する条例

佐渡市立幼稚園条例（平成16年佐渡市条例第127号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第132号

佐渡市学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市学校給食センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月4日 提出

佐渡市長 渡辺 竜五

佐渡市学校給食センター条例の一部を改正する条例

佐渡市学校給食センター条例（平成16年佐渡市条例第128号）の一部を次のように改正する。

次の表の旧の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の新の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

新	旧
(名称及び位置) 第2条 (略)	(名称及び位置) 第2条 (略)
名称	位置
両津学校給食センタ ー～相川学校給食セ ンター	(略)
_____	_____
国仲学校給食センタ ー～南佐渡学校給食 センター	(略)

新	旧
(名称及び位置) 第2条 (略)	(名称及び位置) 第2条 (略)
名称	位置
両津学校給食センタ ー～相川学校給食セ ンター	(略)
佐和田学校給食セン ター	佐渡市中原17 番地
国仲学校給食センタ ー～南佐渡学校給食 センター	(略)

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第133号

佐渡市議会議員及び佐渡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市議会議員及び佐渡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月4日 提出

佐渡市長 渡辺 竜五

佐渡市議会議員及び佐渡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市議会議員及び佐渡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成16年佐渡市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の旧の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の新の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

新	旧
(選挙運動用ビラの作成の公費の支払) 第9条 本市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条に規定する契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が <u>8円38銭</u> を超える場合は、 <u>8円38銭</u> ）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会	(選挙運動用ビラの作成の公費の支払) 第9条 本市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条に規定する契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が <u>7円73銭</u> を超える場合は、 <u>7円73銭</u> ）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会

が確認したものに限る。) を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合は、その端数を1円とする。)を第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対して支払う。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額)

第10条 第7条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、8円38銭に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額とする。

(選挙運動用ポスターの作成の公費の支払)

第13条 本市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条に規定する契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価

が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合は、その端数を1円とする。)を第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対して支払う。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額)

第10条 第7条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、7円73銭に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額とする。

(選挙運動用ポスターの作成の公費の支払)

第13条 本市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条に規定する契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価

が、586円88銭に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に6万5,000円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対して支払う。

が、541円31銭に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に6万5,000円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対して支払う。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の佐渡市議会議員及び佐渡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第134号

佐渡市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

佐渡市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

令和7年12月4日 提出

佐渡市長 渡辺 竜五

佐渡市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第19条）

第2章 乳児等通園支援事業

　第1節 通則（第20条）

　第2節 一般型乳児等通園支援事業（第21条—第25条）

　第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第26条・第27条）

第3章 雜則（第28条・第29条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第2項の規定により、乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営の基準を定めるものとする。

（最低基準の目的）

第2条 この条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を行うことにより、利用乳幼児（乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児をいう。以下同じ。）が心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第3条 教育委員会は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等

通園支援事業者」という。)に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならぬ。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、消火器等の消防用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、想定される非常災害の態様ごとにその程度及び規模に応じた具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練(次項の訓練を除く。)をするよう努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定

める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならぬ。

（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件）

第9条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等）

第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

（利用乳幼児を平等に取り扱う原則）

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、性別、社会的身分、障がいの有無又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第13条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（衛生管理等）

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措

置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児に食事を提供する場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行

う事業所において、当該施設又は事業所を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業所に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は同法第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。以下同じ。）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

（設備の基準）

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用する一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用する一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。
 - ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する

耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上 の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている

階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）

- 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路
- 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア） スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（イ） 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入り、又は通行する場所に、乳幼児の

転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

(職員)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として教育委員会が行う研修（教育委員会が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならぬ。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一つの一般型乳児等通園支援事業所につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができます。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園

支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(設備及び職員の基準の特例)

第23条 子ども・子育て支援法第30条第1項第4項に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、第21条及び前条の規定は適用しない。

(乳児等通園支援の内容)

第24条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者的心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第25条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第26条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(保育所に係るものに限る。)
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準
- (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）

(4) 家庭的保育事業等を行う事業所 佐渡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年佐渡市条例第33号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）
(準用)

第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第24条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第25条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

第3章 雜則

(電磁的記録)

第28条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第135号

佐渡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

佐渡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月4日 提出

佐渡市長 渡辺 竜五

佐渡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(佐渡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 佐渡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年佐渡市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の旧の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の新の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

新	旧
<p>（虐待等の禁止）</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10<u>第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）</u>に掲げる行為その他当該支給認定子どもの心</p>	<p>（虐待等の禁止）</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10<u>各号</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____に掲げる行為</p> <p>その他当該支給認定子どもの心</p>

身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(佐渡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 佐渡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年佐渡市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の旧の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の新の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

新	旧
（虐待等の禁止） 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10 <u>第1項各号</u> に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	（虐待等の禁止） 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10 <u>各号</u> に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
（利用乳幼児及び職員の健康診断） 第17条 （略） 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、 <u>次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査</u> <u>（母子保健法（昭和40年法律第</u>	（利用乳幼児及び職員の健康診断） 第17条 （略） 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、 <u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の</u>

141号) 第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。) (以下この項において「健康診断等」という。) が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

<u>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u>
<u>乳幼児に対する健康診査</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u>

3・4 (略)

健康診断

が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。

3・4 (略)

(佐渡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 佐渡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年佐渡市条例第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の旧の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の新の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

新	旧
(虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業 者の職員は、利用者に対し、法第 33条の10 <u>第1項各号</u> に掲げる行 為その他当該利用者的心身に有 害な影響を与える行為をしては ならない。	(虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業 者の職員は、利用者に対し、法第 33条の10各号_____に掲げる行 為その他当該利用者的心身に有 害な影響を与える行為をしては ならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第136号

佐渡市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

佐渡市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次
のとおり制定する。

令和7年12月4日 提出

佐渡市長 渡辺 竜五

佐渡市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市保育園の設置及び管理に関する条例(平成20年佐渡市条例第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の旧の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の新の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

新		旧	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
両津東保育園 ～梅津保育園	(略)	両津東保育園 ～梅津保育園	(略)
たかち保育園 ～赤泊保育園	(略)	稻鯨保育園 佐渡市橘30番地2 たかち保育園 ～赤泊保育園	(略)

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第137号

佐渡市へき地保育園条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市へき地保育園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月4日 提出

佐渡市長 渡辺 竜五

佐渡市へき地保育園条例の一部を改正する条例

佐渡市へき地保育園条例（平成16年佐渡市条例第196号）の一部を次のように改正する。

次の表の旧の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の新の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

新	旧
(名称及び位置)	(名称及び位置)
第2条 (略)	第2条 (略)
名称 位置	名称 位置
水津保育園 (略)	水津保育園 (略)
	馬首保育園 佐渡市和木460番地1
海府保育園 (略)	海府保育園 (略)

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第138号

佐渡市小木子育て支援センター条例を廃止する条例の制定について

佐渡市小木子育て支援センター条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月4日 提出

佐渡市長 渡辺 竜五

佐渡市小木子育て支援センター条例を廃止する条例

佐渡市小木子育て支援センター条例（平成17年佐渡市条例第34号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第139号

佐渡市水道事業給水条例等の一部を改正する条例の制定について

佐渡市水道事業給水条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月4日 提出

佐渡市長 渡辺 竜五

佐渡市水道事業給水条例等の一部を改正する条例

(佐渡市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 佐渡市水道事業給水条例（平成16年佐渡市条例第294号）の一部を
次のように改正する。

次の表の旧の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の新の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

新	旧
(工事の施行) 第10条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の規定により指定をした指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という）が施行する。 <u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるとときは、この限りでない。</u>	(工事の施行) 第10条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の規定により指定をした指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という）が施行する。

(佐渡市下水道条例の一部改正)

第2条 佐渡市下水道条例（平成16年佐渡市条例第287号）の一部を次のように改正する。

次の表の旧の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の新の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

新	旧
<p>（排水設備等の工事の実施）</p> <p>第6条 排水設備等の新設等の工事は、管理者が指定したもの（以下「指定工事店」という。）でなければ、行ってはならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p>	<p>（排水設備等の工事の実施）</p> <p>第6条 排水設備等の新設等の工事は、管理者が指定したもの（以下「指定工事店」という。）でなければ、行ってはならない。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

(佐渡市漁業集落排水施設条例の一部改正)

第3条 佐渡市漁業集落排水施設条例（平成16年佐渡市条例第289号）の一部を次のように改正する。

次の表の旧の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の新の欄中の下線が引かれた部分

(以下「改正後部分」という。)について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

新	旧
(排水設備等の工事の実施) 第7条 排水設備の新設等の工事 は、佐渡市下水道排水設備指定工 事店規程（令和2年佐渡市下水道 事業管理規程第17号）で定める指 定工事店でなければ行ってはな らない。 <u>ただし、災害その他非常 の場合において、管理者が他の市 町村長（地方公営企業法（昭和2 7年法律第292号）第7条の規定に より置かれた管理者を含む。）の 指定を受けた者に工事を行わせ る必要があると認めるときは、こ の限りでない。</u>	(排水設備等の工事の実施) 第7条 排水設備の新設等の工事 は、佐渡市下水道排水設備指定工 事店規程（令和2年佐渡市下水道 事業管理規程第17号）で定める指 定工事店でなければ行ってはな らない。_____
2 (略)	2 (略)

(佐渡市農業集落排水施設条例の一部改正)

第4条 佐渡市農業集落排水施設条例（平成16年佐渡市条例第354号）の一部を次のように改正する。

次の表の旧の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の新の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に

加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

新	旧
(排水設備等の工事の実施) 第7条 排水設備の新設等の工事 は、佐渡市下水道排水設備指定工 事店規程（令和2年佐渡市下水道 事業管理規程第17号）で定める指 定工事店でなければ行つてはな らない。 <u>ただし、災害その他非常 の場合において、管理者が他の市 町村長（地方公営企業法（昭和2 7年法律第292号）第7条の規定に より置かれた管理者を含む。）の 指定を受けた者に工事を行わせ る必要があると認めるときは、こ の限りでない。</u> 2 (略)	(排水設備等の工事の実施) 第7条 排水設備の新設等の工事 は、佐渡市下水道排水設備指定工 事店規程（令和2年佐渡市下水道 事業管理規程第17号）で定める指 定工事店でなければ行つてはな らない。 <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u> 2 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第140号

佐渡市海洋深層水分水施設の設置及び管理に関する条例及び佐渡海洋深層水ブランドの使用に関する条例を廃止する条例の制定について

佐渡市海洋深層水分水施設の設置及び管理に関する条例及び佐渡海洋深層水ブランドの使用に関する条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 12 月 4 日 提出

佐渡市長 渡辺 竜五

佐渡市海洋深層水分水施設の設置及び管理に関する条例及び佐渡海洋深層水ブランドの使用に関する条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 佐渡市海洋深層水分水施設の設置及び管理に関する条例（平成19年佐渡市条例第30号）
- (2) 佐渡海洋深層水ブランドの使用に関する条例(平成16年佐渡市条例第317号)

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第141号

佐渡市市政事務嘱託員等設置条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市市政事務嘱託員等設置条例の一部を改正する条例を次のとおり
制定する。

令和7年12月4日 提出

佐渡市長 渡辺 竜五

佐渡市市政事務嘱託員等設置条例の一部を改正する条例

佐渡市市政事務嘱託員等設置条例（平成16年佐渡市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の旧の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の新の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

新	旧
佐渡市市政事務嘱託員 <u>設</u> 置条例	佐渡市市政事務嘱託員等設置条例
（設置）	（設置）
第1条 地方自治行政を円滑に運用するため区域を定め、その区域に市政事務嘱託員_____を置く。	第1条 地方自治行政を円滑に運用するため区域を定め、その区域に市政事務嘱託員 <u>及び農事連絡員</u> （以下「嘱託員等」という。）を置く。
（委嘱）	（委嘱）
第3条 嘱託員 <u>は</u> 、市長が委嘱する。	第3条 嘱託員等は、市長が委嘱する。
（任用）	（任用）
第4条 嘱託員 <u>の</u> 任期は、1年とし、欠員を生じたときは、直ちに補欠の嘱託員 <u>を</u> 委嘱するもの	第4条 嘱託員等の任期は、1年とし、欠員を生じたときは、直ちに補欠の嘱託員等を委嘱するもの

<p>とする。ただし、補欠により就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(職務)</p> <p>第5条 嘱託員<u>一</u>は、その区域内の住民を代表し、市役所事務（市役所内に事務所を置く各種団体の事務を含む。）の一部を補助協力し、本市自治行政の円滑な運営を図るものとする。</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 嘱託員<u>一</u>は、事故のため会議を欠席するときは、代理者を出席させるものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>とする。ただし、補欠により就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(職務)</p> <p>第5条 嘱託員等は、その区域内の住民を代表し、市役所事務（市役所内に事務所を置く各種団体の事務を含む。）の一部を補助協力し、本市自治行政の円滑な運営を図るものとする。</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 嘱託員等は、事故のため会議を欠席するときは、代理者を出席させるものとする。</p> <p>3 (略)</p>
--	--

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第142号

佐渡市災害関連地域防災がけ崩れ対策事業分担金徴収条例の制定について

佐渡市災害関連地域防災がけ崩れ対策事業分担金徴収条例を次のとおり制定する。

令和7年12月4日 提出

佐渡市長 渡辺 竜五

佐渡市災害関連地域防災がけ崩れ対策事業分担金徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市が災害関連地域防災がけ崩れ対策事業として行う工事（以下「市営工事」という。）の費用に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき徴収する分担金（以下「分担金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(分担金の徴収)

第2条 事業の施行によって利益を受ける者は、この条例の定めるところにより分担金を納入しなければならない。

(分担金の額)

第3条 分担金の額は、市営工事に要する費用から国及び県の補助金を除いた額の2分の1を限度として市長が定める額とする。

(分担金の納期)

第4条 前条の規定による分担金は、納入通知書により市長の指定する期日までに納付しなければならない。

(分担金の追徴及び還付)

第5条 市長は、事業の施行によって市営工事に要する費用の増減を生じたときは、分担金を追加徴収し、又は還付するものとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、分担金の徴収その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第143号

公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡市ケーブルテレビ放送施設）

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
佐渡市ケーブルテレビ放送施設

2 指定管理者となる団体の名称
株式会社佐渡テレビジョン

3 指定の期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

令和7年12月4日 提出

佐渡市長 渡辺 竜五

議案第144号

公の施設に係る指定管理者の指定について（畠野温泉松泉閣）

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

畠野温泉松泉閣

2 指定管理者となる団体の名称

特定非営利活動法人おけさ福祉会

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

令和7年12月4日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

議案第145号

公の施設に係る指定管理者の指定について（ドンデン山荘）

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

ドンデン山荘

2 指定管理者となる団体の名称

サンフロンティア佐渡株式会社

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

令和7年12月4日 提出

佐渡市長 渡辺 竜五

議案第146号

公の施設に係る指定管理者の指定について（赤泊農林漁業体験宿泊施設サンライズ城が浜、赤泊温泉保養センターあかどまり城が浜温泉）

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

赤泊農林漁業体験宿泊施設サンライズ城が浜

赤泊温泉保養センターあかどまり城が浜温泉

2 指定管理者となる団体の名称

サンフロンティア佐渡株式会社

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

令和7年12月4日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

議案第147号

公の施設に係る指定管理者の指定について（勤労青少年ホーム、両津運動広場、両津野球場、両津テニスコート、両津農村広場）

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

勤労青少年ホーム

両津運動広場

両津野球場

両津テニスコート

両津農村広場

2 指定管理者となる団体の名称

住吉みどりの会

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

令和7年12月4日 提出

佐渡市長 渡辺 竜五

議案第148号

財産の無償譲渡について（佐渡海洋深層水分水施設及び佐渡海洋深層水ブランドマーク商標権）

下記の財産を無償譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 建物の名称、所在、規格及び数量等

建物の名称	所在	規格	数量等
佐渡海洋深層水分水施設	佐渡市多田262番地4	鉄骨造 2階建て	491.50 m ²
パイプライン	佐渡市多田262番地4 から佐渡市多田960 番地まで	RO脱塩水 φ 50mm	1,104.17m
		原水 φ 75mm	1,092.17m
佐渡海洋深層水ブランドマーク商標権		類 1、3、5、 29、30、31、32、 33、43、44	2 商標

2 無償譲渡の相手方

佐渡市多田960番地

新潟県佐渡海洋深層水株式会社

代表取締役 金子 重行

令和7年12月4日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

議案第149号

新潟県市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、新潟県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更するものとする。

令和7年12月4日 提出

佐渡市長 渡辺 竜五

新潟県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

新潟県市町村総合事務組合規約（平成16年総行市第30号許可）の一部を次のように変更する。

別表第2の4の項中「村上市、阿賀野市」を「阿賀野市」に改め、「、南魚沼市」を削る。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

- 議案第150号 令和7年度佐渡市一般会計補正予算（第9号）について
(予算書別紙添付)
- 議案第151号 令和7年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
について (予算書別紙添付)
- 議案第152号 令和7年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について (予算書別紙添付)
- 議案第153号 令和7年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第2号）について (予算書別紙添付)
- 議案第154号 令和7年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第3号）
について (予算書別紙添付)

議案第 150 号

《令和 7 年度 佐渡市一般会計補正予算（第 9 号）概要》

1. 補正予算について

- ・地域経済循環創造事業の経費を計上
- ・清酒原料米価格高騰対策支援事業の経費を計上
- ・歴史文化資源を活用した誘客促進事業の経費を計上
- ・その他の経費については、9月補正予算編成後の事由による必要な経費を計上

2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	53,459,803
補 正 額	21,187
累計予算額	53,480,990

3. 財源内訳

(単位：千円)

国県支出金	50,152
繰入金	△63,885
市債	△4,100
その他	39,020

4. 主な補正項目

1) 地域経済循環創造事業（ローカル 10,000 プロジェクト）

【地域産業振興課】 補正額：25,000 千円

(事業内容)

民間事業者が、国の地域経済循環創造事業の採択により、空き店舗を活用してサイバーセキュリティセンターを開設するための初期投資費用の一部を支援する経費を計上。

2) 清酒原料米価格高騰対策支援事業（原油価格・物価高騰対策）

【地域産業振興課】 補正額：23,782 千円

(事業内容)

清酒原料米価格の高騰による清酒製造への影響を緩和するため、市内の蔵元に対し清酒製造の原材料となる加工用米の購入費用の一部を支援する経費を計上。

3) 歴史文化資源を活用した誘客促進事業

【文化スポーツ課】 補正額：10,180 千円

(事業内容)

市内に点在する能舞台の活用を図りながら、佐渡の伝統芸能である能楽を発信し、あわせて島内外の誘客を促進するため、全国各地で大規模な能楽に関する講座、シンポジウム、公演を行っている「飛天双〇能」（ひてんふたわのう）が実施するイベントの開催費用の一部を支援する経費及び情報発信に要する経費を計上。

令和 7 年度 10,180 千円

令和 8 年度 20,700 千円（債務負担行為）

合計 30,880 千円

令和7年度 一般会計補正予算(第9号) 事業概要一覧

事業名		概 要	担当課
1)	地域経済循環創造事業(ローラー10,000プロジェクト) 予算額[25,000] 財 源[(国)18,750] [(一) 6,250]	民間事業者が、国の地域経済循環創造事業の採択により、空き店舗を活用してサイバーセキュリティセンターを開設するための初期投資費用の一部を支援する経費を計上。 ○事業内容 ・地域経済循環創造事業交付金 25,000千円 <補助率> 2分の1(対象上限額50,000千円)	地域産業振興課
2)	清酒原料米価格高騰対策支援事業(原油価格・物価高騰対策) 予算額[23,782] 財 源[(臨)13,197] [(一)10,585]	清酒原料米価格の高騰による清酒製造への影響を緩和するため、市内の蔵元に対し清酒製造の原材料となる加工用米の購入費用の一部を支援する経費を計上。 ○事業内容 ・清酒原料米価格高騰対策支援事業補助金 23,782千円 <補助対象者> 市内清酒製造事業者 <補助額> 加工用米5,500円/俵	地域産業振興課
3)	歴史文化資源を活用した誘客促進事業 予算額[10,180] 財 源[(一)10,180]	市内に点在する能舞台の活用を図りながら、佐渡の伝統芸能である能楽を発信し、あわせて島内外の誘客を促進するため、全国各地で大規模な能楽に関する講座、シンポジウム、公演を行っている「飛天双〇能」(ひてんふたわのう)が実施するイベントの開催費用の一部を助成する経費及び情報発信に要する経費を計上。 令和7年度 10,180千円 令和8年度 20,700千円(債務負担行為) 合 計 30,880千円 ○事業内容 ・歴史文化資源を活用した誘客促進事業補助金 9,300千円 ・広告宣伝費 880千円	文化スポーツ課

※一覧表中、(国)は国庫支出金、(臨)は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、(一)は一般財源の略

※事業名欄の数値の単位は千円

議案第 151 号

《令和 7 年度 佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）概要》

1. 補正予算について

- ・保険給付費の実績見込みに基づく高額療養費を増額計上

2. 予算規模

(単位 : 千円)

補正前の額	5, 669, 567
<u>補 正 額</u>	45, 000
累計予算額	5, 714, 567

3. 財源内訳

(単位 : 千円)

県支出金	45, 000
------	---------

4. 補正項目

(単位 : 千円)

○保険給付費	
・高額療養費	補正額 : 45, 000

議案第 152 号

《令和 7 年度 佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）概要》

1. 補正予算について

- ・人間ドック受診者の増加により人間ドックに係る経費を増額計上

2. 予算規模

(単位 : 千円)

補正前の額	1,018,700
<u>補 正 額</u>	1,002
累計予算額	1,019,702

3. 財源内訳

(単位 : 千円)

一般会計繰入金	350
雑入	652

4. 補正項目

(単位 : 千円)

○総務費	補正額 :	1,002
・保健事業費		

議案第 153 号

《令和 7 年度 佐渡市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）概要》

1 振正予算について

- ・令和 4 年度及び令和 5 年度地域支援事業交付金の再確定に伴う介護給付費の返還金等を増額計上

2 予算規模

(単位 : 千円)

補正前の額	8,950,173
<u>補 正 額</u>	3,831
累計予算額	8,954,004

3 財源内訳

(単位 : 千円)

諸収入	3,831
-----	-------

4 振正項目

(単位 : 千円)

基金積立金	補正額 : 880
諸支出金	補正額 : 2,951

議案第 154 号

《令和 7 年度 佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第 3 号）概要》

1. 補正予算について

- ・一般会計繰入金を増額計上
- ・一般管理費の修繕料を増額計上

2. 予算規模

(単位 : 千円)

補正前の額	655,491
<u>補 正 額</u>	1,760
累計予算額	657,251

3. 財源内訳

(単位 : 千円)

一般会計繰入金	1,760
---------	-------

4. 補正項目

(単位 : 千円)

○介護老人保健施設費

一般管理費	補正額 :	1,760
-------	-------	-------